

## 4. 給水装置及び給水用具

「水道」とは、水道法（以下「法」という。）において、「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。」（法第3条第1項）と定義されている。ここで、「導管とは、水を導くための断面が閉じている管状のものをいい、断面の一部が開いているものを含まない。水道は、水を飲用に適するものとして供給するものであり、外部からの汚染を防止し、その供給を安定的に行うためには導管を用いて有圧で供給することが最も望ましいからである。水道にとって導管は絶対条件であり、これを欠くときは本法にいう水道ではない。」（「新訂 水道法逐条解説」（以下「逐条解説」という。）による。）とされている。

次に、「給水装置」とは、法において「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結した給水用具をいう。」（法第3条第9項）と定義されている。給水装置の概念図の一例を図-4.1.1に、給水用具設置の一例を図-4.1.2に示す。

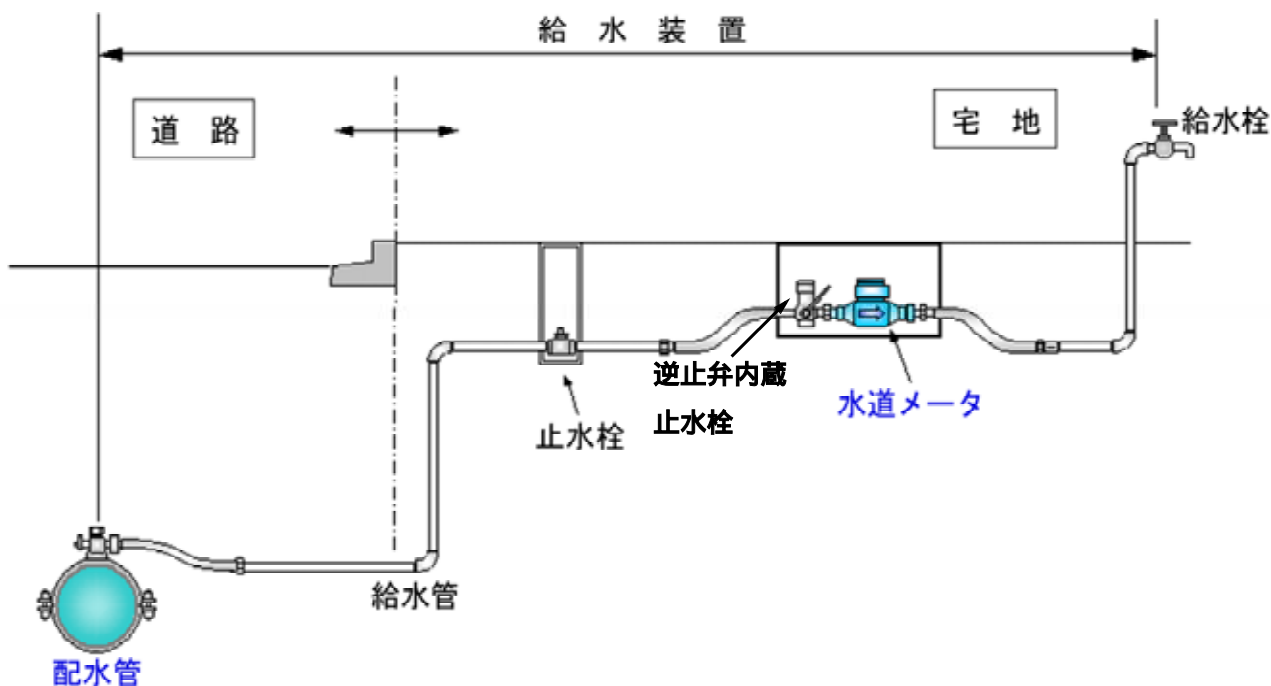


図 - 4.1.1 給水装置の概念図の一例

ここで、「直結する給水用具」とは、「給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない。ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽の注入口までが給水装置であり、受水槽以下はこれにあたらない。」（逐

条解説による。)とされている。受水槽注入口の給水装置の範囲を図 - 4.1.3に示す。

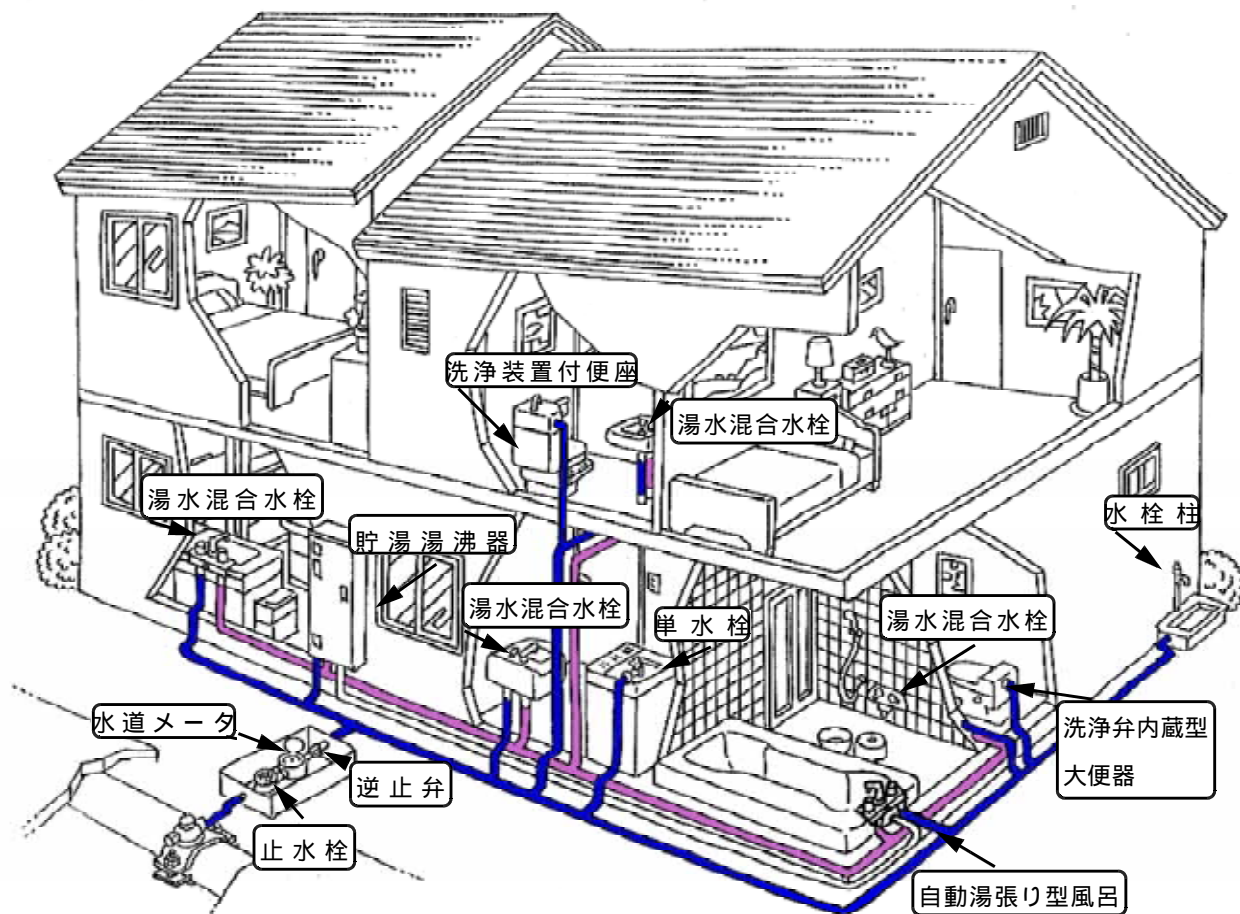


図 - 4.1.2 給水用具設置の一例

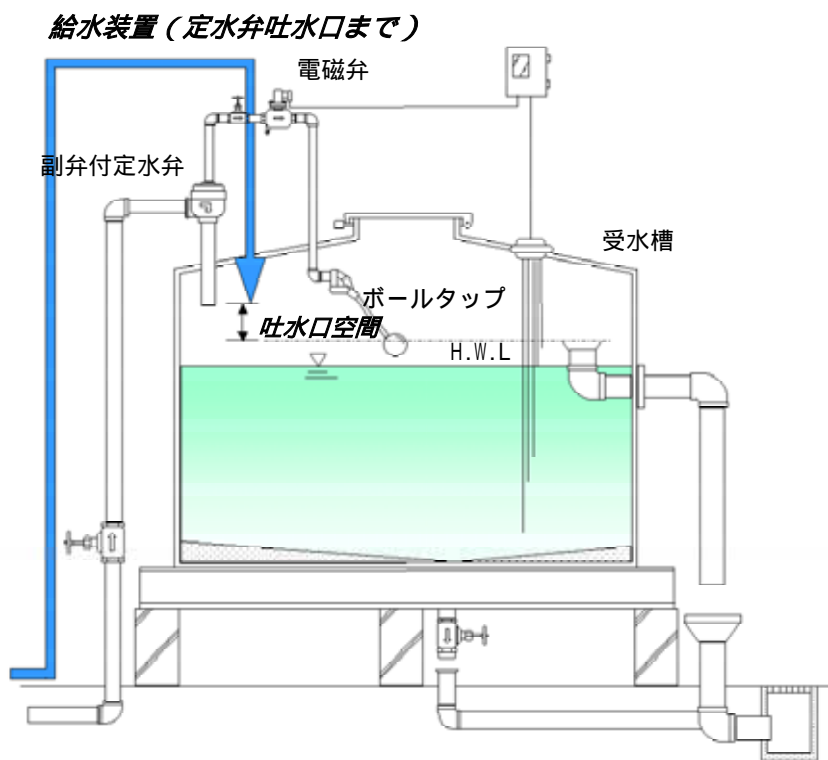


図 - 4.1.3 受水槽注入口の給水装置の範囲